

熊本県公安委員会告示第12号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の13第1項第1号イに規定する講習を次のように行うので、確認事務の委託の手続等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号）第6条の規定により告示する。

令和8年8月28日

熊本県公安委員会委員長 野口 恭子

- 1 講習の名称
駐車監視員資格者講習（以下「講習」という。）
- 2 講習の期日、場所等

期 日	場 所	内 容 等
令和8年10月21日（水） 及び同年10月22日（木） の2日間	熊本市中央区水前寺 公園28番51号 ホテル熊本テルサ 2階 中会議室B	講習 午前9時20分から午後6時まで （着席時間午前9時10分）
令和8年10月28日（水）		修了考査 午後1時30分から午後2時30分まで （着席時間午後1時20分）

- 3 定員
20人（受付は先着順で行い、定員になり次第終了する。）
- 4 受講手続に関する事項
(1) 申込方法

ア 書面による申込みの場合

受講を希望する者（以下「受講希望者」という。）は、駐車監視員資格者講習受講申込書（以下「申込書」という。）に必要事項を記載し、所定の写真を貼付の上、提出すること。

なお、提出に当たっては、受講希望者本人であることを確認できる運転免許証等の写真付きの身分証明書（以下「身分証明書」という。）を提示すること。

やむを得ない理由により代理人が申込書を提出する場合は、申込書のほか、委任状及び受講希望者の住所、氏名等を確認できる身分証明書の写しを持参して提出すること。

イ オンラインによる申込みの場合

申込みをオンラインで行う場合は、デジタル庁が運営するポータルサイト「e-Gov」の電子申請（以下「e-Gov電子申請」という。）を利用して申請すること。

(2) 受付期間

ア 申込書を提出する場合

令和8年9月24日（木）から同年10月8日（木）まで（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

イ e-Gov電子申請により申込みを行う場合

令和8年9月24日（木）から同年10月8日（木）まで

(3) 申込書の交付及び提出場所

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県警察本部交通指導課駐車対策係

5 講習手数料

20,000円（熊本県収入証紙）

6 納付の方法

講習手数料は、申込書を提出する際に納付すること。

e-Gov電子申請による申込みの場合は、申請後に通知される期日及び場所において納付すること。

なお、納付した講習手数料は還付しない。

7 問合せ先

熊本県警察本部交通指導課

電話096-381-0110 内線5125・5127